

# 介護保険料の限度額が7万円から8万円に 高額所得者に応分の負担をお願いすることに

## 介護保険料の負担増の額

	2人世帯 所得550万円		3人世帯 所得1000万円	
	改正前	改正後	改正前	改正後
均等割額	19,800	19,800	29,700	29,700
所得割額	56,650	56,650	103,000	103,000
合計	76,450	76,450	132,700	132,700
限度額適用	70,000	76,450	70,000	80,000
増加額		6,450		10,000

### 国の税制改正で

国の税制が改正され、国民健康保険に加入する介護保険第2号被保険者の介護保険料の課税限度額が、7万円から8万円に引き上げられました。15年度分から適用になります。

### 対象者は何人？

増収はいくら？

私は総括質疑で、

二つのことを質しました。



一つは、「地方分権で、国保税

や介護保険料は自治事務になった。国の方針に忠実に従う必要はなく、自治体が独自に施策を決められるようになった。どんな検討をしたのか。」ということ。高所得者に対する減額分が、低所得者に負いかぶさっているのを緩和したい。」との答弁でした。

もう一つの質問は、「何人の人が対象になり、税収がいくら増えるか」ということです。「270世帯、230万円増収」との答弁でした。

### 限度額引上げの意味

#### 高額所得者の減額

上の表を見てください。所得が1千万円もある人は、限度額が設定されていなければ、本来13万円以上の保険料を払わなければならぬのです。それがこれまででは7万円に減額されていました。それが今度、一万円上

がつて8万円になります。それでも本来の保険料よりも5万円も安い(減額されている)のです。

### どんなふうに計算するの

介護保険料は、所得割額(所得の1.03%)と均等割額(世帯の加入者数×9900円)で計算されます。収入ではなく、収入からいろんな控除(百万円、二百万円、家族構成など)によって違う。)

一人世帯ですと約6百万円以上の所得の人が増税になります。二人世帯では約5百万円以上の世帯です。

### この引上げには賛成

このように高額所得者から自分の負担をもらう改正ですので、賛成しました。

尚、国保税にも同様の限度額が設定されております。



日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

## 市政レポート

2003年6月22日 41  
発行 杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

### 「いっそうの雇用不安をもたらす労働法制の 慎重審議を求める請願」は、否決

県労連などが組織する労働法制新潟連絡会から提出されていた表題の請願は、日本共産党議員団、グリーンネット、清風の3会派が賛成しましたが、賛成少数で否決されました。